

關する問題なれば從來の内規に依る以外何等施すべき策なし。要するに自分は社規を運用するのみにして新に之を改正する迄の権限を有せざる以上、東京本社に命に従ふの外なしと全部要求を跳付けたれば、委員は一數年來研究中の委員制度の内容を発表せられたし。尙吾々の提出條項と何程の懸隔ありや」と迫りしも所長は「内容は發表の限りに非ず。兎も角其の懸隔は甚だ大なり」と受け流し、八時間其他制に就きては、委員側の追窮矢の如きものありしが「兎も角理由は前に述べたる通りなり」と一點張りにて撃退し、結局午後四時頃會見を終り、委員は第二互助俱樂部の三菱爭議本部に引上げ更に協議を凝らす處ありし結果、安井氏以下十名は豫定に従ひ十五日午後七時半神戸驛發列車にて上京し、三菱本社重役と會見する事に決したり。

五、罷業團策戦に加へられたる批評

爭議の聯合要求が効を奏せざりしことは前項の如くなるが、川崎造船所爭議のみを顧るも、七月二日電氣工作部職工團が要求書を提出してより、七月十四日の聯合要求に到るまで其間十二日を費したり而して六日に於ける兵庫工場鑄鋼部、十一日の造機工作部、十二日の製罐工作部の要求書及其各々の重役との交渉は、電氣工作部の要求及交渉と何の相違を有するか、各部の要求は電氣工作部電正會の要求に則りて等しく製作したるものに非りしか、然りとせば其各々の交渉の内容、會社の回答が大同少異なるべきは素より當然にして會社は「社長不在のために之を處理するを得ざれば、社長の歸朝まで待たれたし、若し強ひて在社重役に回答を求めらるるならば遺憾ながら要求を拒絶するの外なし」と云ふ一點張りなりき。

電機工作部が右の回答を得たるの時に於て、他の各部に對する回答の同一なるべきことが目堵し得られたるに不拘、荏苒十有三日を費して、同一の問答を繰り返したるは何故か、神戸爭議に關し専門的批評家の狙ひ場の一は茲にありたりと云ひ得べし

之を批判する者が、批判のために先づ與へらるべき條件の一は、川崎及三菱の労働者が、有力なる組合を有せざりしことなり。川崎に就ても三菱に於ても、有力なる組合のなかりしこと既記の如し。爭議の初めに於て、神戸發動機工組合及電氣工組合電正會の組織さるるありしも、神戸三菱に於て、發動機工組合の範圍は其極めて一部分に過ぎず、川崎に於ける電正會の地位亦同様ならずとせず。而も電正會並に發動機工組合の小なるに非ずして、三菱及川崎の抱擁する労働者の數があまりに大なりしなり。

膨大なる川崎、三菱を動かし得べき勢力なく、面も川崎に於て其賃銀は水準の上に位したることは、職工が一齊に蹶起する熱の傳播を易からざらしめたり。

此點よりすれば七月二日より十四日に到る二週日は先起のものより順次交渉を進めつゝ徐ろに各部